みんなの投稿でつくる

地域NEWSリレー

人名救助者に感謝状を贈呈【9/24・今市】

人命救助協力者の神原（かんばら）さん、田代（たしろ）さん、高橋（たかはし）さんに感謝状を贈呈しました。

今回の救助協力者3名は、長畑地内のゴルフ場でプレー中、コース内の池に人が落ち、溺れているのを発見しました。ただちに救助するべく、近くにあったロープを使い、3人で協力して岸まで引き寄せて引き上げ、安全な場所へ移動させました。

文・写真：今市消防署大沢分署

オアシス支援施設交流会【10/9・今市】

在宅介護オアシス支援施設が一堂に集まり、大沢体育館で交流会を行いました。

参加した約150名の施設利用者とスタッフは、パン食い競争や輪ゴム送りなどのゲームで、大いに盛り上がりました。

元気な高齢者の明るい笑顔に包まれて、交流の輪が広がった楽しい一日になりました。

文・写真：高齢福祉課

集会用テントの寄贈【10/11】

鹿沼相互信用金庫（以下、鹿沼信金）から、集会用テント1張が市に寄贈されました。

これは、東日本大震災で被害を受けた鹿沼信金本店ビルの建て替えを記念し、地域への恩返しと地域活性化の支援を目的としたものです。

この日は七久保（ななくぼ）理事長が市長を訪ね、目録を手渡しました。

文・写真：観光交流課

子どもたちに演劇を披露【10/17・今市】

図書館ボランティア・スマイルスマイルは、今市小学校で演劇披露「ふるやのもり」を開催し、子どもたちに楽しんでもらいました。

毎年趣向を変え、人形劇や影絵を手作りし演じています。今回は全身で表現する演劇に挑戦。会場からは笑いが起こり、子どもたちから「楽しかった」と笑顔をもらいました。

文・写真：スマイル・スマイル

滝見通り自治公民館まつり【10/21・藤原】

自治会広場で45名が参加し、「心と和のふれあいを求めて」をテーマに、公民館まつりを開催しました。

午前10時から「震災・防災を考えよう」と題して研修を、午前11時30分からは参加者に山菜赤飯を振る舞い、豚汁や甘酒のサービスも行いました。焼きそばなども販売し、観光客も加わったにぎやかなまつりでした。

文・写真：滝見通り自治公民館長

水陸両用バスが10万人【10/26・栗山】

道の駅湯西川を発着する水陸両用バスが、平成20年7月の運行開始以来、乗客数通算10万人を達成しました。10万人目となった東京都江戸川区の福田（ふくだ）美保（みほ）さんには、同協議会会長の日光市長から、湯西川温泉ペア宿泊券が贈られました。

湯西川ダムが完成し、新たな魅力が加わった栗山地域の観光に、ぜひお越しください。

文・写真：水陸両用バス導入協議会

地域のニュースを募集しています!!

このコーナーでは、皆さんから記事と写真の投稿を募集しています。

募集する記事　自治会の催しや、地域のちょっと珍しい出来事、心温まるエピソードなど

※内容によっては掲載できない場合があります。

応募方法　記事に写真を添え、住所・氏名・電話番号を明記の上、持参または郵送、メールでご応募ください。

○記事…140字程度（題名、日付、場所を別に記載してください）

○写真…紙焼きしたもの・デジタルデータどちらでもOKです。ただし、携帯電話のカメラで撮ったものなど、大きくした際に画像が荒れてしまうものは不可とします。

あて先　〒321-1292　今市本町1番地　日光市役所　企画部　秘書広報課　広報広聴係

メール　hishokouhou@city.nikko.lg.jp

皆さんの意見を募集します！

パブリックコメント

市は、「日光市人権尊重の社会づくり条例」、「日光市子どもの権利に関する条例」の策定に向けて現在検討しています。これに伴い、条例（原案）を公表し皆さんから広く意見を募集するパブリックコメントを実施します。ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

パブリックコメントとは？

パブリックコメントとは、「市が計画などを策定する際に、あらかじめその案を公表し、それに対して市民の皆さんから提出された意見を考慮して最終的に決定する。また、提出された意見などの概要とそれに対する市の考えを公表する」という一連の手続きのことをいいます。

♣日光市人権尊重の社会づくり条例（原案）

この条例は、一人一人の人権が尊重される明るく住み良い社会の実現を目指し、全ての人の人権が尊重される社会づくりの基本理念や、市民・市の責務などを定めたものです。

◆**公表資料**
日光市人権尊重の社会づくり条例（原案）

♣日光市子どもの権利に関する条例（原案）

この条例は、子どもにとって最善の利益を第一に考え、毎日を自分らしく伸び伸びと成長していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の他、市民・市などの責務を明確にし、社会全体で権利を保障することなどを定めたものです。

◆**公表資料**
日光市子どもの権利に関する条例（原案）

◆**資料の閲覧場所および開設時間**
○人権・男女共同参画課（本庁舎1階）
○情報公開コーナー（本庁舎2階）
○各総合支所市民福祉課・支所・出張所
※土曜・日曜日、祝日を除く日の午前8時30分～午後5時15分
○各公民館・図書館
○市民サービスセンター
※各施設の開設日・開設時間
○市ホームページ

◆**意見を提出できる方**
○市内に在住または勤務・在学している方
○市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体
○当該案件に利害関係のある個人・法人・団体

◆**意見の提出方法**
意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・FAX・メール・市ホームページ提出フォームのいずれかで提出する。
※持参の場合は、閲覧場所の各施設へも提出できます。

※提出の様式は自由ですが、専用の用紙が各閲覧場所に置いてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◆**資料の閲覧および意見の提出期間**
12月3日（月）～28日（金）必着

◆**提出意見の取り扱い**
○提出していただいたご意見は、条例策定の参考とします。また、内容ごとに整理・分類し、それに対する市の考えとともに後日公表します。
○個々のご意見に対して、直接、個別の回答はしません。
○意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名など）は公表しません。

担当部署（提出先）及びくわしくは
〒321-1292　今市本町1番地
人権・男女共同参画課　人権推進係
☎（21）5184・FAX（21）5105
メール　jinken-danjo@city.nikko.lg.jp

※今月のクローズアップ日・光・人はお休みします。